

## 特定復興再生拠点区域内において水道管及び水道メーター付近の調査を実施します

双葉地方水道企業団では、大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、特定復興再生拠点区域（同拠点外の帰還困難区域の一部を含む）内において水道管及び水道メーター付近の調査を実施します。

水道メーター付近の調査は、**企業団職員並びに受託事業者の社員がお客様の敷地内へ立ち入らせていただき調査を行います。**調査従事者は**企業団発行の身分証を携帯**しております。

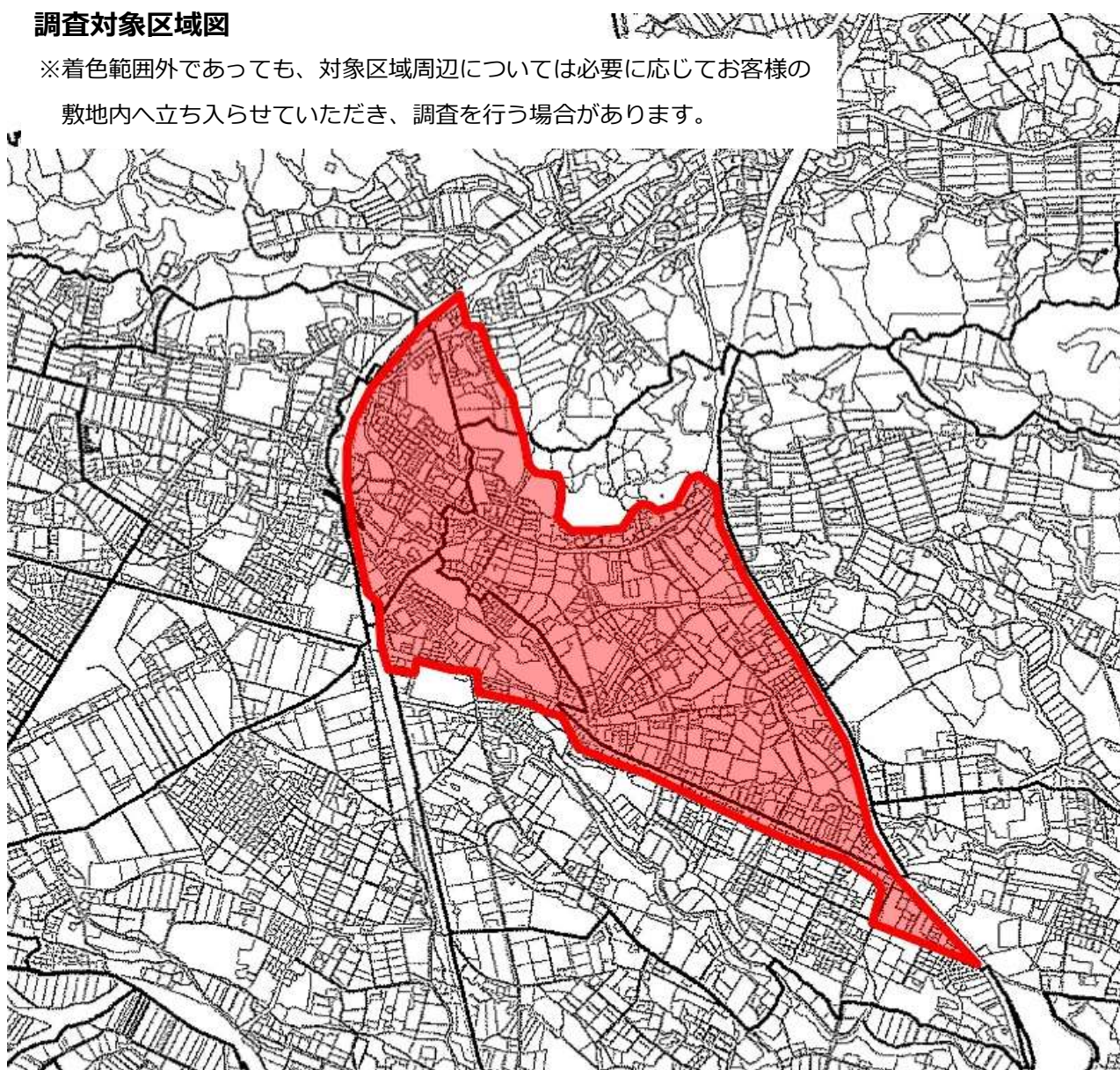
今回の調査対象予定区域は下記のとおりですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ・調査実施期間：令和2年8月頃～令和3年3月末

※調査実施期間後も、企業団職員が敷地内へ立ち入らせていただき、あらためて水道メーターの調査を行う場合があります。

### 調査対象区域図

※着色範囲外であっても、対象区域周辺については必要に応じてお客様の敷地内へ立ち入らせていただき、調査を行う場合があります。



※調査従事者は、企業団発行の身分証を携帯しております。

《お問い合わせ 双葉地方水道企業団施設課配水係 Tel:0240-25-5341》